

平成 28 年 3 月 吉日

加盟チーム 責任者 各位

公益財団法人日本バスケットボール協会

## 【重要】若年層(18歳未満)選手の国際移籍手続きについて

当協会(JBA)では、国際バスケットボール連盟(FIBA)の若年層(18歳未満)選手の国際移籍に関する規程に基づき、平成 27 年度(2015 年度)より登録手続きを行なっております。

つきましては、以下をご熟読の上、手続きを行なっていただくようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 改定の背景

- 18 歳未満の外国籍選手が日本国内のチームで登録を行う場合、国際移籍の主な理由は教育奨学金制度・国際交流制度等、学業を主とした留学であり、今までの登録時には移籍目的確認書、宣誓書等で対応していた。
- しかし、世界的な若年層選手の国際移籍の増加に伴い、加盟国協会・チーム間の紛争および FIBA 内規違反を防止するために JBA として管理体制の強化が必要となった。
- また、同じく FIBA も管理体制を強化しており、若年層選手の国際移籍を規程に基づき、JBA から FIBA に対してすべての若年層移籍を報告することが義務となった。

#### 2. 前提条件

- FIBA および JBA の改定の目的は、若年層選手の国際移籍を抑制することではなく、未成年の選手がバスケットボールをプレー出来る最善の環境を担保すること。また、若年層選手の強化に対する時間と資産を投資するチームを保護すること。
- 18 歳未満の選手が日本に移籍し、登録を行い、大会に参加するためには FIBA および JBA の承認が必要。
- 18 歳未満の選手の国際移籍の主な目的がバスケットボールに関連するか否かの判断は FIBA の権限であり、提出書類に基づいて決定される。JBA および加盟チーム間で判断するものではない。
- 本書にて記載している事項は、他国で出生し、出生国のパスポート(日本以外)を保有している選手(外国籍選手)のみならず、他国でバスケットボールをプレーし、日本でプレーすることを希望するすべての 18 歳未満の選手に適用される。

(日本国籍の選手が海外の中学校等に諸事情により転校し、日本の高校で登録する際にも適用される)

### 3. 登録手続き

- (1) 加盟チームが 18 歳未満の外国籍選手を獲得した場合、当該チームは選手の「4. 必要書類・情報」を都道府県バスケットボール協会経由で JBA に提出。
- (2) 都道府県協会から「4. 必要書類・情報」を JBA が受理した後、JBA は選手の出身国協会に連絡を取り、選手登録の有無を確認。
  - 選手登録がなかった場合：提出書類一式を FIBA に送付し、承認手続きを進める。
  - 選手登録があった場合：同国協会に国際移籍承認の同意書の発行依頼を行い、入手後 FIBA に他の書類と提出し、承認手続きを進める。
- (3) JBA は FIBA の回答を基に、日本での登録の可否を判断し、登録を認める場合は、都道府県協会に登録承認書類を送付。登録が認められない場合は、理由等を明記した書類を送付。
- (4) 登録承認書類を確認後、都道府県協会はチームに対して Team JBA 登録の承認を連絡。
- (5) なお、上記の手続きを経ずに、Team JBA 登録した場合は、その登録は無効とする。

### 4. 必要書類・情報

- 18 歳未満の外国籍選手の登録を希望する加盟チームは、Team JBA 登録を行う前に以下の書類を都道府県協会経由にて JBA に提出すること。
  - 1) 若年層選手国際移籍調査票(別添資料①)
  - 2) パスポート(顔写真のページで写真が確認できること)
  - 3) 在留資格証明書
  - 4) 選手の両親による移籍の理由・目的が記載されている書類および同意書(別添資料②)  
(母国語の場合は、日本語または英語訳を添付)
  - 5) 在学証明書 ※プロ契約の場合は契約書写し
  - 6) 18 歳の誕生日を迎えるまでは母国の代表チームに招集された場合は参加することにチーム、選手、両親が同意した書類(別添資料③)
  - 7) 上記以外にチームが提出必要と判断した書類(留学生制度の説明、カリキュラム等)
  - 8) その他、JBA または/および FIBA が必要とした書類

### 5. FIBA 内規(別添資料④)での主な留意事項 ( )内は条項番号。

- (50) 国際移籍がバスケットボールと関連するか否かは、FIBA 事務総長が提出書類に基づき決定。
- (52) 国際移籍がバスケットボールと関連すると判断された場合、移籍の可否は以下の要件により決定。
  - 日本国内での教育およびバスケットボールの練習環境
  - 基金(若年層選手育成支援)への寄付 ※3,000 スイスフラン(約 40 万円)
  - 母国代表活動への参加
- (53) 日本に他国からバスケットボールと関連付けられた国際移籍は 10 件以上承認されない。(男女別)FIBA の規程上、FIBA によって受理された順序により優先される。

(55) 前所属チームから求められた場合は、選手育成に対する補償金を支払うこととなる。金額は両チーム間で協議の上、決定となる。交渉で折り合わない場合、FIBA に仲介を要望し、適切な保証金額の決定を求めることができる。

(56) 選手が 18 歳になった時点で、当該選手を育成してきた日本国内のチームは最初のプロ契約をオファーすることが出来る。

(58) もし、選手がオファーを断り、他国の新たなリーグのチームと契約する場合にはチームは移籍先のチームに対し、育成費用の補償金を請求することが出来る。

※補償金制度により、選手育成に寄与したチームは、選手育成に投資した費用および獲得時に発生した費用(基金への寄付等)を回収することが可能となる。

## 6. 罰則

- JBA および FIBA 承認を得ていない選手の登録は無効とし、日本国内における試合への出場は認めない。
- 違反等が発覚した場合、チームおよび/または選手は FIBA および JBA により規程に基づき懲罰(罰金を含む)を科される。

## 7. その他

- 2015 年 4 月以降に初めて登録されるすべての 18 歳未満の選手(外国籍・国際移籍)を対象とする。
- 両親からの書類入手までに時間を有する場合は、入手可能時期を別途 JBA に報告すること。
- その場合、先に選手およびチームは代表活動参加合意書に署名し、送付すること。
- 基金への寄付、補償金等の支払いまたは請求が生じた場合、JBA を窓口とし、手続きを進める。なお、支払いの際には JBA より当該チームに送金手数料等を含め、請求する。
- 署名または押印がある書類の写しを都道府県協会に提出した後に、原本はすべて JBA に直送すること。

以上

### ◆別添資料◆

- ① 若年層選手国際移籍調査票(書式)
- ② ご両親による移籍同意書(文例)
- ③ 代表活動参加同意書(文例)
- ④ FIBA 内規ブック 3 抜粋:選手および役員に関する規程

《本件に関する問い合わせ先・書類送付先》

公益財団法人日本バスケットボール協会

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-7-27 後楽鹿島ビル 6 階

TEL: 03-4415-2020 / E-mail: [transfers@basketball.or.jp](mailto:transfers@basketball.or.jp)